

議事要旨(1)-2 企業結合専門委員会における検討状況について②

逆瀬副委員長（専門委員長）、小堀研究員及び小林研究員より、「企業結合に係る会計基準（案）」からの改正点を示したいいわゆる新旧対照表案並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」に基づき、専門委員会で検討している公開草案の文案につき説明が行われた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- 取得原価の算定方法について、企業結合会計基準案と適用指針案の定めが、用語の使い方などが整合していないのではないかという意見があった。事務局からは、今後、検討する旨の回答があった。
- 企業結合会計基準案においても、「企業」の定義を別項として記載したほうが良いのではないかと、また、企業結合会計基準において全部のれん方式を採用していない理由が記述されているが、近い将来のコンバージェンスに向けた見直しを円滑に進められるよう説明を補足した方が良いのではないかという意見があった。事務局からは、前者については他に見直しを進めている基準等との整合性を勘案して「企業」の定義を独立させる方向で検討する旨、また、後者については当該説明を補足する旨の回答があった。
- 企業結合会計基準第 108 項について、純資産額を株主資本の額へ修正したのはなぜか、評価・換算差額等を含めなくてもよいのかという質問があった。事務局からは、既に適用指針で示されている内容であり、これは企業結合会計基準の後に「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」が公表されたことに伴う字句修正である旨の回答があった。
- 企業結合における段階取得の場合について、保有していたその他有価証券が子会社株式となった際に、個別財務諸表において、その他有価証券の時価評価益を計上することは、会計上の整理ができたとしても税負担の問題などが生じることから、連単分離の検討ということも含めて慎重に対応すべきではないかという意見があった。事務局からは、会計上の論点については専門委員会において引き続き検討することとなるが、それ以外の問題について関係者へ周知する方法については別途検討することになる旨の回答があった。

以 上